ちばドローン実証ワンストップセンター運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ドローンの実証実験を促進するため、主に千葉市内におけるドローンの実証実験（以下「実証実験」という。）を実施しようとする者等に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行うちばドローン実証ワンストップセンター（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、ドローンとは、次に掲げるものをいう。

（１）航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２号に規定する無人航空機

（２）自律型無人潜水機（AUV)、遠隔操作型無人潜水機（ROV)、無人水上機（USV）などの海洋無人機（UMV）

（３）市長が前２号に類するものと認めるもの。

（支援対象）

第３条　支援の対象は、実証実験（民生目的に限る）を希望する企業、大学、研究機関その他団体（以下「実施主体」という。）とする。

（実施場所）

第４条　センターの支援を受けることができる実証実験の実施場所は、千葉市全域（私有地は除く。）とする。ただし、私有地及び近隣の市町村における実証実験についても、必要に応じて支援を行うものとする。

（支援内容）

第５条　センターが行う支援は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応

（２）実証実験の実施に係る関係機関等との調整

（３）実証実験の実施に係る地域への周知等

（４）その他実証実験の実施に必要な支援

（実施日等）

第６条　センターの支援の実施日は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までとする。(国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する休日および年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの日）を除く）ただし、必要に応じて支援の実施日及び実施時間を変更することができる。

（支援を受けるための手続）

第７条　第５条第２号から第４号までの支援を受けようとする実施主体は、目的や実験内容、実施日時など実証実験の具体が整った段階でドローン実証実験計画書（様式１）に内容等を記載した関係書類を添付し、センターへ提出するものとする。

２　センターは、前項のドローン実証実験計画書の提出を受けた場合は、これを審査し、関係機関等へ情報提供及び調整を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて実施主体や関係機関等を集めた説明の場を設けること及び実施主体の同行又は実施主体での個別調整を求めることができる。

３　センターは、前項の規定による関係機関等との調整結果について、当該実施主体に伝達するものとする。この場合において、センターは必要に応じて実証実験計画の内容の見直しを求めることができる。

４　実施主体は、実証実験の実施に当たり許可等の手続が必要となる場合は、関係機関等に直接手続を行い、必要に応じて実施主体と関係機関等とで個別に調整を行うものとする。

５　センターは、実証実験の実施について、地元の町内自治会等に周知するものとする。この場合において、必要に応じて実施主体の同行を求めることができる。

６　実施主体は、第４項又は前項の規定による関係機関及び地元等との調整が終了した後でなければ実証実験を実施することができない。

７　センターは、実証実験の実施について、必要に応じてセンターのホームページ等で広報を行うものとする。

８　実施主体は、実施した実証実験の内容について、ドローン実証実験結果報告書（様式２）をセンターに提出するものとする。

（注意事項）

第８条　センターの運営において、次に掲げる事項に注意するものとする。

（１）実証実験に係る費用は、実施主体が負担すること。

（２）実証実験は関係機関等が多岐にわたるため、実証実験の実施までに時間を要する場合があること。

（３）実証実験の実施に当たって、実施主体は、法令等を遵守すること。

（４）実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとする。

（５）実証実験の実施に当たって、実施主体は、ドローンの運用に対応した賠償責任保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。

（６）センターは、天災地変等により、運航の安全性の確保が困難であると判断される場合には、実施主体に対して、実証実験の中止を要請することができること。

（運営窓口）

第９条　センターの運営窓口は、ちばドローン実証ワンストップセンター事務局（千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課内）とする。

附　則

この要綱は、平成３０年３月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２３日から施行する。

（様式１）

ドローン実証実験計画書

年　　月　　日

ちばドローン実証ワンストップセンター
事務局（千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課）　御中

企業等所在地
企業等団体名
代表者氏名
［連絡先］　担当者氏名
電　話
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

下記のとおりドローンによる実証実験を実施したいので、「ドローン実証実験計画書」を提出します。

記

１　目的

２　実験概要

３　実施期間（実施日時を記載した計画工程表を添付すること）

４　実施場所（地図を添付すること）

５　実証実験の実施方法（下記内容等を記載したものを添付すること）
（１）運航経路
（２）飛行高度、運航速度
（３）実験の方法
（４）実験機体（製造者、名称(型式)を記載すること）
（５）実施体制（操縦者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
（６）安全確保措置の内容等（機体自体や人員配置による安全対策、保険加入など）
（７）その他

６　緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯電話番号等）

７　添付書類
（１）航空法の規定に基づく「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写し（無人航空機を使用し、かつ取得済みの場合）
（２）運航させるドローンが賠償責任保険に加入していることを証する書類の写し（加入している場合）
（３）その他

（様式２）

ドローン実証実験結果報告書

年　　月　　日

ちばドローン実証ワンストップセンター
事務局（千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課）　御中

企業等所在地
企業等団体名
代表者氏名
［連絡先］　担当者氏名
電　話
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

年　　月　　日付けで実施したドローン実証実験について、終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　実施日時

２　実施場所

３　実施内容

４　実証実験による成果

※ 必要に応じて、図や写真等を用いること。